

筑西市の国保加入の状況

(平成 19 年 2 月末日現在)

■加入世帯数 ————— 22,456 世帯
(市世帯の **64.48%**)

筑西市の世帯数…34,828 世帯

■加入者総数 ————— 50,535 人
(市人口の **45.36%**)

筑西市の人口…111,401 人

平成 17 年度の単年度収支

■歳入合計 10,430,116 千円
■歳出合計 11,115,561 千円
■差引き額 ▲ 685,445 千円 (赤字額)

毎日の暮らしの中で、私たちはいつ病気になったり、けがをするかわかりません。そのために、日ごろ健康なときから、少しずつ保険料(税)を出し合い、いざというときに安心して治療を受けることができるよう、国民健康保険制度は設けられています。

しかし、少子高齢化が進み、国保の財政が年々厳しさを増しています。現在、多くの市町村では単年度収支の赤字分を一般会計からの繰入金で補てんしている状況です。

今後、増え続ける医療費に対応し、安定した国保運営が行えるよう、国保会計の現状と、市の取り組み状況をお知らせします。

国保会計が赤信号

国保加入者の医療費は 1 日当たり **4,500 万円超** (年間 **167 億円**)

国民健康保険とは？

私たちはいつ、どのような病気に見舞われるかわかりません。また、その治療にどのくらいの費用が必要になるか予測もつきません。国民健康保険はこのようなときに重い負担をせずに病院や診療所で治療を受けることができるように、普段からみなさんが少しずつ保険料(税)を負担して医療費を支える、社会の助け合いの仕組みです。

筑西市では、人口の 45・36% を占める 5 万 5 千 3 百 5 人が国保に加入し、保険料は「国保税」という形で納めていただいています。

このほかの健康保険には、公務員やその家族が加入する「共済組合」、民間のサラリーマンとその家族が加入する「組合管掌健康保険」や「政府管掌健康保険」などがあります。

これらの保険に加入していない自営業者や農業者、高齢者などのみなさんは、すべて国保への加入が義務付けられています。

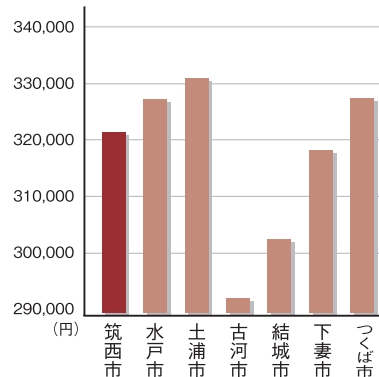
増え続ける医療費

生活習慣病の増加や高齢化にともなう、医療費は増え続けています。筑西市の平成 17 年度の国保加入者の医療費総額は前年度と比較すると 3・72% 増加し、1 億 6 千 7 百万円を超えるほどに膨れあがっています。

医療費総額を国保加入者で割った

「国保加入者 1 人当たりの医療費」も年々増加しています。本市における平成 17 年度の国保加入者 1 人当たりの医療費は 32 万 5 千 0 2 円で、前年度と比較すると 4・5% も増加しています。

国保加入者 1 人当たり医療費の比較



国保財政の状況

国保加入者が医療機関の窓口で支払う一部負担金は医療費の 3 割。残りの 7 割は国保が負担しています。本来国保の財源は国や県などの公費による負担(50%)と保険税(50%)によって賄うとされています。しかし、現実には保険税の歳入不足を、市の一般会計から赤字財政補てんとしての繰入金(平成 17 年度は、4 億 8,578 万 7 千円)によって、収支を保っている状況です。この赤字補てん額は、県内ではつくば市、石岡市、神栖市に次ぎ、4 番目に多い額となっています。また、1 人当たりの赤字補てん額も 9,306 円と 9 番目に多い状況です。

1人当たりの国保税比較

市	1人当たりの国保税 (円)
筑西市	76,500
水戸市	84,500
土浦市	91,000
古河市	88,500
結城市	84,500
下妻市	91,500
つくば市	81,500

県内でも低い水準の国保税

不均一課税の解消に向けて

平成17年3月に1市3町が合併して誕生した本市では、国保税賦課方式を統一することによって起こる急激な負担の変化を緩和するために、従来の旧市町の税率を採用した、不均一課税が採用されています。しかしながら、税の公平性の観点から、不公平のない受益と負担が一致することが基本である

	医 療 分					介 護 分				
	所得割（％）	資産割（％）	均等割（円）	平等割（円）	限度額（万円）	所得割（％）	資産割（％）	均等割（円）	平等割（円）	限度額（万円）
下館	8.3	0	20,000	23,500	53	1.18	0	10,000	0	9
関城	7.5	40	18,000	23,000	53	0.7	4.4	3,700	4,300	9
明野	7.5	42	19,000	20,000	53	0.75	4.5	5,000	6,000	9
協和	7.43	41	16,000	21,250	53	1.31	4.8	5,300	3,400	9

医療費の抑制に向けて：
健診と健康指導が義務化

医療費の適正化を図るためには、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）が原因とされる、生活習慣病（肥満症、糖尿病、高血圧症、高脂血症）を予防することが重要とされています。

平成20年度から、医療保険者（自治体や企業など）は、40歳以上の被保険者に対して、内臓脂肪症候群に着目した健診を行い、適切な指導を行うよう義務付けられました。これにより、すでに病気にかかっている人や予備軍を早期に発見し、医療費の抑制にもつながると考えられます。

国保はみなさんの健康と暮らしを守るための制度です。国保会計の財政危機は、加入者だけの問題ではなく、将来的に市民一人ひとりに関わる大きな問題です。今後とも国保会計の運営について、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

国保年金グループ（内線236・261）
保険税グループ（内線241・242）